

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第4回 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会
事務局(担当課)		保健福祉部 福祉総務課
開催日時		令和3年6月3日(木) 18時00分～19時01分
開催場所		豊島区役所本庁舎 8階 教育委員会室(オンライン開催)
議 題		1. 開 会 2. 議 事 (1) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例 について (2) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について 3. その他
公開の 可否	会 議	公 開 傍聴人数0人
	会 議 録	公 開
出席者	委 員	安倍英一郎、天貝勝己、飯田健太郎、石川敏之、井藤智子、岡孝、笠原美和子、澤田潔、田中英樹、富永忠祐、橋本早苗、松浦初枝、松本紀生
	幹 事	福祉総務課長(総合高齢社会対策推進室長兼務)(事務局)、高齢者福祉課長、障害福祉課長
	そ の 他	社会福祉協議会地域福祉推進課長、 社会福祉協議会福祉サービス権利擁護支援室長
	事 務 局	福祉総務担当係長(計画)、高齢者福祉担当係長(地域ケア)、福祉総務課主事(計画)

<開 会>

委員長： ただいまから、第4回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会を開会いたします。
緊急事態宣言が延長となりましたので、前回同様、オンラインで行います。
発言の際は、マイクをオン、ミュートを解除して、挙手をして、名のついでに、発言をお願いします。また、発言が終わりましたら、必ず、マイクをオフ、ミュートにするようお願いいたします。
それでは、配付資料について、事務局より説明をお願いします。

事務局： （配付資料の確認）

委員長： 次に、本日の出欠について、事務局よりお願いします。

事務局： 本日は、岸委員から欠席のご連絡をいただいております。また、吉田委員におかれましては、若干遅れるとのご連絡をいただいております。

また、区の幹事でございますが、前回同様、新型コロナウイルス感染症対策のため、案件に関わる管理職、そして事務担当職員のみ出席をさせていただいております。ご質問によりましては後日の回答となりますこと、あらかじめご了承のほど、よろしくお願いいたします。

委員長： 次に、本日の傍聴者について、事務局、いかがでしょうか。

事務局： 本日、傍聴の申込はございませんでした。

委員長： 次に、第3回専門委員会の会議録について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局： それでは、資料1、第3回専門委員会会議録をお取り出し下さい。

こちらは、第2回の専門委員会において、速やかな会議録公開のため、委員長の確認後、区のホームページで公開することについて、ご了承いただいているところでございます。

委員の皆様におかれましては、内容をご確認の上、修正等がございましたら、いつでも構いませんので、事務局までお知らせください。公開している会議録の差し替え等の対応をさせていただきます。

委員長： それでは、議事に入ります。

<議事>

2 (1) 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について

委員長： 「豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： （資料2説明）

委員長： 前回の専門委員会でのご意見、それから審議会の専門委員会でのご意見を踏まえて、赤字で修正しているということですが、委員の皆様、いかがでしょうか。ご意見やご質問、ご確認等ございましたら、挙手をして、ミュートを解除してご発言をお願いします。

委員： 前文の2行目の「認知症、知的障害その他の精神障害等」という言葉ですけれども、意見を述べる前に、2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、この「等」という言葉があり、その後、「財産の管理又は日常生活等に支障がある方」と続きます。この日本語だけ読むと身体障害の方が含まれてきます。これはどのように整理されておられるのでしょうか。

2点目は、「精神障害」という言葉が使われています。これは、精神保健福祉法の5条を意

識されておられるのかもしれませんが、民法と成年後見利用促進法では、「精神障害」ではなくて「精神上の障害」という言葉を使っています。あえて、民法と利用促進法の「精神上の障害」という言葉ではなく、「精神障害」という、精神保健福祉法5条に近い言葉が使われたのでしょうか。この2点について、最初に確認しておきたいと思います。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： まず、1点目の、「等」によって身体障害の方も入ってくることを含めて「等」の位置が適切かどうかをご確認いただければと思っております。

また、2点目の「精神上の障害」の表現を「精神障害」とした点につきましては、文章の中で「の」が続いてしまうため、言葉を整理したものです。あえて法律を踏まえて、この表現にしたということではなく、事務局としてそこまで考えが至らずに記載してしまったものでございます。

委員長： 確認ですが、これは、精神保健福祉法5条の精神障害者を示すのではなく、障害者基本法の条文にある精神障害を示すと理解しています。つまり、精神疾患としての精神障害というよりも、障害者という意味での精神障害を入れたと理解していますので、民法上の規定ではありませんけれども、齟齬はないのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

委員： 了解いたしました。確認させていただきただけでございます。ありがとうございます。

委員長： その他、ご意見等いかがでしょうか。

委員： 同じ部分ではあるのですが、私の理解では、「認知症、知的障害その他の精神障害等」という文言について、A、Bその他のCという記載があるときに、CというのはA、Bを含む、包括的といいますか、抽象的な概念という理解でおりまして、C等と入れてしまうと、範囲が広がってしまうような印象を受けます。ここについては、成年後見制度の利用促進法の文言に従って、「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより」という表現のほうが正確なのかなど、個人的な意見としては思います。

委員長： おそらく、「その他の」の入れ方が、文法的に間違っていたのではないかという感じがします。英語で言えば、幾つか列挙した場合に、最後の言葉の前に、必ずandを入れますよね。そのandと同じような意味で、「その他の」という言葉が入っていると思うので、本来なら精神障害が並列で、知的障害、精神障害、その他の障害等となるのかもしれませんが、いずれにしても、これはもう一回検討することになるかと思います。事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 今、頂戴しましたご意見を踏まえて委員長とご相談しまして、文言を整理させていただきます。

委員長： 他に、いかがでしょうか。

委員： 今のところ、若干補足させていただきますと、「その他の」の「の」が入ると、その前の言葉である認知症と知的障害は例示になります。逆に、「その他の」の「の」がないと、並列になります。ですから、これはもともと促進法では、認知症と知的障害は精神上の障害の一つの例示として書かれていますので、国の法律と違いを設けるのであれば、その辺りもご勘案いただきたいと思います。

委員長： 分かりました。例示でいえば、「その他の精神上の障害」という文言で違和感はないと思うのですが、例示ではなくて並列として、「その他」という言葉が入るかどうか、もう一度確認させていただきたいと思います。

他にご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

委員： 前文の5行目、「また」のところで、「成年後見制度は、権利擁護支援の重要な柱の一つであり」と書かれていて、その1行前には「大変重要な」と書かれています。大変つまらないことで恐縮ですが、5行目には「大変」と入っていないので、法律の文章としては、重要性を比較している文言になっています。ここは工夫されたほうがよろしいかと思います。

委員長： そうですね。これは誤解されるリスクがあるので、表現をどうするか、事務局の方でご検討いただけたらと思います。もしくは、この件について、今ご提案がありましたら受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にご意見がなければ、あまりこういう形で形容詞を使わないほうが良いと思いますので、事務局の方で、表現について整理をしていただくということでもよろしいでしょうか。

福祉総務担当係長： 今、いただきましたご指摘を踏まえまして、改めて文言を整理させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長： 他の箇所等について、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もし時間が余るようでしたら、もう一度戻るかもしれませんが、とりあえず次の議事に進みたいと思います。

(2) 豊島区成年後見制度利用促進基本計画について

委員長： 次に、「豊島区成年後見制度利用促進基本計画について」、結構分量がありますので、要点を絞って、事務局よりご説明をお願いします。

事務局： (資料3説明)

なお、事務局からのお願いとなりますが、7月の保健福祉審議会での報告にあたり、委員の皆様への率直なご意見を伺いたいと考えております。これまで、なかなか発言ができなかった委員の方もいらっしゃるかと思います。そのような方も、感想でも構いませんので、一言いただけますと幸いです。

それでは、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長： それでは、発言の際は、先ほどと同様にマイクをオンにして、何ページのどの箇所か明示して発言をお願いします。

なお、今、事務局からご説明がありましたとおり、7月16日の保健福祉審議会までに、今日発言できなかった部分については、意見出し、質問も含めてお願いするということですので、事前配付資料の中にある、意見・質問票も活用していただければと思います。

それでは、ご発言のある方はお願いします。いかがでしょうか。

委員： 23ページの③、進行管理機能とあります。その中の、小さい①、②、③のところの③に、モニタリング・バックアップの検討・専門的判断とあります。この中には類型の変更というようなことも含まれているのでしょうか。

後見制度が発動して、後見活動が長くなるうちに、最初は保佐だったけれども、治療によって補助相当になったり、逆に、後見相当になったり、類型を変更する事態が生じることもあるかと思います。その辺のモニタリングについても、この一行に入っているのかどうかということ、事務局に確認させていただきたいなと思います。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： この「3つの検討・専門的判断」について、補足説明を申し上げます。

「①権利擁護支援の方針について」ですけれども、こちらは、その方にとって、地権がいい

のか、それとも成年後見制度が適当なのかについて、検討・専門的判断をいただくということになります。

次の「②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた」というところですが、ご本人の判断能力に応じて、補助なのか、保佐なのか、後見なのか、そういったところを検討いただいて、専門的な観点から判断いただくということになります。

「③モニタリング・バックアップ」ですが、ご本人の状況を継続的に見ていただいて、類型を変更するのかどうかを、専門的に判断いただくというような形で考えています。

委員長： そうすると、類型変更等については、③に含まれていると理解してよろしいのでしょうか。

福祉総務担当係長： まず、最初にどの類型がふさわしいかというのは②のところになりますが、そこから引き続いて、類型が移行していくかどうかというのは、③にも含まれることになります。

委員長： 他の箇所はいかがでしょうか。

委員： 18ページの、計画の理念及び体系のところ、本計画が、何年後には、上位計画である地域保健福祉計画と一体になることから、地域保健福祉計画の基本理念及び基本方針が書かれています。一方、次の19ページの施策の体系のところでは、地域連携ネットワークづくりや、利用者がメリットを実感できる制度の運用という、成年後見制度の利用促進に係る施策の体系が書かれています。この2つがそれぞれ別物なので、なかなかスムーズに頭が切り替わらず、少し分かりにくい印象を受けます。

地域保健福祉計画における成年後見制度利用促進の位置づけが5ページに書かれているのですが、この部分が、18ページと19ページの間に入ると、もう少し分かりやすいのかなと思いました。地域保健福祉計画の基本理念及び基本方針と利用促進の施策の体系が隣り合わせに書かれているので、そのつながりが分かりにくいかなというのが意見です。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 5ページでは、4ページの上位計画等との関係で、地域保健福祉計画の説明をしております。委員が今おっしゃられたようなところもありますので、18ページと19ページのつなぎの部分に関して検討したいと思います。よろしく願いいたします。

委員長： 他にご意見、ご質問はいかがでしょうか。

委員： 19ページの真ん中あたりに、任意後見等の利用促進とあります。27ページを見ると、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるとありますが、これはどのような取組をやろうとしているか、読み取れませんでした。

例えば、23ページの進行管理機能の①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断のところ、法定後見の3類型の他に任意後見についても検討・判断するというところでよろしいのでしょうか。

また、法定後見より任意後見が良いというニーズがあった場合に、普通の人は任意後見受任者が分からない、信用できる人がいないという状況だと思いますので、中核機関が、任意後見受任者の候補者を推薦するということも考えられるのかどうか、質問です。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 任意後見等の利用促進ですが、これまではあまり周知や広報が図られていないところがありましたので、まずは、周知、広報の取組を進めていくということで記載しているものでございます。

その際に、早い段階からの制度利用につなげるという観点から、補助とか保佐の種類があることも含めて広報を進めていきたいと考えております。

また、任意後見人の推薦のところでございますけれども、これは今後の取組の課題の一つと考えているところでございます。

委員長： よろしいでしょうか。

委員： 今のお答えですと、任意後見は、サポートとしまも、おそらく今まであまり経験がないかもしれないので、とりあえずは法定後見の3種類の保佐、補助を念頭に置いている、という理解でよろしいでしょうか。

委員長： ここは、あくまで任意後見等の利用促進ということで、裾野をもう少し広げようという趣旨になっていますので、書きぶりとして、法定後見の利用促進を先に書くのではなくて、任意後見のところを先に書いて、裾野を広げるという趣旨を明確にした方が分かりやすいのかなと思いました。

委員： そうですね。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 委員長のおっしゃるとおりでございます。条例素案の前文のところでも、「任意後見制度を含め、区民の誰もが利用する可能性があります」と入れているところでございます。順番を入れ替えて、読んだ方が分かりやすい形に整理をしたいと思います。

委員長： よろしく願いいたします。

他の箇所等を含めて、いかがでしょうか。

委員： 16ページの今後の課題のところでお伺いしたいのですが、私あまり知識に明るくないからかもしれないのですが、課題を1から10まで見ていると、制度の運用上の課題と、現状の課題と、順不同に羅列されている感じがして、どこに焦点を当てているのかが少しわかりにくいかと思いました。また、もし全部に焦点を当てているのだとしたら、もう少しまとまっていると読んだときの課題のイメージが広がりやすいのかなと思いました。この順番にはどのような意味があるのでしょうか。

委員長： これは羅列されているだけで、説明がないものですから、少し分かりにくいかなという感じはします。事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 順番が分かりにくいとのご指摘を踏まえまして、見出しと、どういった課題があるのかを記載して、それに対して施策の中で具体的に取り組む内容につながるような形に整理いたします。

委員長： 利用促進にあたって、ニーズの把握は基本だと思うのですが、制度の周知徹底というのも、順番としては最初の方に来ると思いますので、順番で考えると、かえって難しいのかなという感じがします。内容について一言二言、補足説明があった方が分かりやすいと思いますので、これについても、もう一度検討いただくということでよろしいでしょうか。

委員： ありがとうございます。

委員長： その他、いかがでしょうか。

委員： 29ページに、豊島区成年後見人等候補者調整会議の構想の枠組みが書かれていますが、これは、あくまでもこの中核機関に関わった案件の受任調整をする会議だと思いますが、今後、例えば、家庭裁判所から中核機関に候補者を出してほしいという話があった場合に、そういった調整もここに入ってくるのか、あるいは、任意後見のマッチングもここに入ってくるのか、

その辺り、どの程度の調整を考えていらっしゃるのか、教えていただければお願いいたします。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 候補者調整会議ですが、今まで申立てや候補者によってばらばらに行っていたものを一つの会議で調整をしていく、まずそういう枠組みを作ることを考えております。

その中で、やっていくうちに、中核機関が主に関わってくるものになると思いますけれども、関連する包括や障害の事業所等との連携をどう図っていくのか、また、任意後見の部分につきましても、今後そういった課題が出てくるようであれば、どういう形で候補者を調整するほうがいいのか、最初から完璧な形でスタートはできないと思いますので、まず枠組みを作って、やりながら考えるというような形で考えております。

委員長： やっていかないと分からないというところがあるということですが、よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問等ございましたら、いかがでしょうか。

委員： 23ページの③進行管理機能の最後の行に、「専門職等によるバックアップ（困難ケースのケース検討会議等を含む）を担保する」とありますが、この困難ケースのケース検討会議等というのは、具体的にどういうものを指すのか、どこかに記載されているのでしょうか。もしくは、もう少し具体的に入れたほうがいいのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。どこかに記載はありますか。

福祉総務担当係長： 記載はしてございませんが、具体的なケースであれば、候補者調整会議の中のチームの体制整備のなかで、困難ケースの対応を検討していくことになるかと思えます。そこが分かりにくい表現になっておりますので、分かりやすい形に整理をさせていただきます。

委員長： ちなみに、補足ですが、困難ケースという言葉はあまり使わないほうが良いかと思えます。困難ケースと言うと、何が困難なのか、専門家から見てケアが困難という意味なのか、意味が少し取りにくいので、あまり使わない方が良い言葉だと思います。それも含めて、事務局で具体化したいと思います。よろしいでしょうか。

福祉総務担当係長： 承知いたしました。

委員長： それでは、他にご意見等いかがでしょうか。

委員： 基本計画を拝見していて、大分良いものができているという感想を持ちました。

1点確認といえますか、要望ですけど、私が見落としているだけかもしれませんが、今後、中核機関にいろいろな情報が集約されて、また現場対応もチームでの支援ということになると、個人情報取扱いという部分が大変気になるところでございます。

基本計画の中に、どういう形で盛り込むかということもあると思いますけれども、どこかに、個人情報の取扱いに十分配慮しつつ後見制度の利用促進を図っていくというニュアンスの文章を入れていただくとより良いと思いました。

委員長： 事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： 大変重要なお指摘だと思いますので、どこかにそういった記載をさせていただきたいと思えます。

委員長： 他に、ご意見等いかがでしょうか。

おおむね、今、気がついたところのご意見は、以上ということでもよろしいでしょうか。委員会の後に、気がついた点やご意見、ご質問等ありましたら、意見質問票に記載していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

3 その他

委員長： それでは、その他について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 委員の皆様方、本当にいろいろと貴重なご意見等をいただきまして、ありがとうございます。今のご意見を踏まえて修正のうえ、7月16日に開催します保健福祉審議会に報告をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から幾つかご案内をさせていただきます。

まず1点目でございます。今後の専門委員会のスケジュールについて、資料4をお取り出しください。次回の専門委員会は、9月27日月曜日の午後6時からとなります。

なお、次回の専門委員会までのスケジュールですが、先ほど申し上げましたとおり、7月16日に保健福祉審議会へ本条例及び計画の素案の報告をします。その後、8月にパブリックコメントを実施するという流れでございます。

9月27日の第5回専門委員会におきましては、8月に実施しましたパブリックコメントの結果報告を踏まえて、条例及び計画の素案の修正を行う予定でございます。会議の開催につきましては、引き続きオンラインを予定しています。

2点目でございます。時間内に発言できなかった意見や、本日以降にお気づきになった点等がございましたら、意見質問票またはメモに記載していただき、メール等で事務局までお寄せください。6月14日の月曜日までにお送りいただければと思います。

なお、会議の開催通知や資料等につきましては、委員長にご確認いただき、開催日の1週間前には送付をさせていただきたいと考えております。次回もどうぞよろしく願いいたします。

最後に3点目でございます。資料5で、前回の専門委員会の後に委員の皆様方から出された意見・質問の一覧をつけておりますので、後ほどご覧をいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

委員長： 皆様から何かございますでしょうか。報告事項等ございましたら、この場でお願いします。

委員： パブリックコメントについて、これは条例や行政計画を策定する上で非常に重要なプロセスなので、できるだけ多くの意見をもらうように努める必要があると思います。今回こういった形で計画の案を作って、保健福祉審議会で審議をし、パブリックコメントを実施して、9月27日の第5回専門委員会で結果が出るということですが、広報を出すときや、計画の内容、そもそもの成年後見制度の仕組みといったものについて、区民の意見が出やすいような工夫を、ぜひ社協も協力して作ってまいりたいと思います。最後、感想でございます。

委員長： ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

委員： パブリックコメントは豊島区民以外の方が意見をだしても良いんですね。

というのも、私の方で成年後見の研究会を持っていて、そのメンバーの中には地方に行っている人も含まれています。そういう人にも、パブリックコメントの内容を見てもらって、意見があれば出してもらいたいなと思ったのですが、それは余計なことでしょうか。

委員長： 一般的には区民ないし豊島区在勤の方だと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

福祉総務担当係長： パブリックコメントの実施につきましては、区のホームページでお知らせする予定となっております。あくまでも条例ですとか計画をよりよいものにしていくために意見を

<p>頂戴するものですので、妨げるものではないのかなと考えているところでございます。</p> <p>委員： 分かりました。</p> <p>委員長： 他に、ございますでしょうか。</p> <p>特にないようですが、今回は、できればZ o o m会議ではなくて対面でやりたいなという希望を持っていますので、コロナが終息に向かうことを祈って、閉会とさせていただきます。</p>	
<p>提出された資料等</p>	<p>【事前配付資料】</p> <p>次第 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会 委員名簿</p> <p>資料1 第3回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会会議録</p> <p>資料2 豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例（素案）</p> <p>資料3 豊島区成年後見制度利用促進基本計画（素案）</p> <p>資料4 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会スケジュール（案）</p> <p>資料5 第3回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会における委員からの意見・質問一覧</p> <p>第4回 豊島区成年後見制度利用促進専門委員会資料等における意見・質問票</p>